

事故発生防止の為の指針

特別養護老人ホーム 福寿草

(施設における介護事故の防止に関する基本的考え方)

特別養護老人ホーム福寿草(以下「当施設」)では、利用者の生活上の安心と安全を保障し、生活の質の維持・向上を実現するため、介護事故の防止に努めるものとする。そのために必要な体制を整備するとともに、利用者一人一人に着目した個別性の高いサービスの提供を徹底し、組織全体で介護事故の防止に取り組むこととする。

(介護事故の防止のための委員会その他施設内の組織)

当施設では、介護事故発生の防止に取り組むにあたり、下記の体制を整備する。

(1)「事故防止委員会」の設置

①設置の目的

施設内での事故の未然防止、発生した事故に対する迅速かつ最善の対応、及び再発防止に関する対策等を協議することを目的とする。

②委員会の構成

委員会は以下の職種で構成し、委員長と専任の安全対策担当者を置くものとする。

- ・施設長
- ・生活相談員
- ・介護支援専門員
- ・看護職員
- ・各ユニットの介護職員

③委員会の開催

定期的に(年4回以上)開催し、介護事故の発生未然防止、再発防止等について検討する。ただし、事故発生時等、緊急の必要がある時は、随時開催する。

④委員会の役割

- ・ヒヤリハット・事故報告書などの様式について定期的に見直し必要に応じて整備する。
- ・ヒヤリハット・事故報告書の分析及び改善策の検討をする。
- ・検討された改善策を実施するために、職員に対して周知徹底すること。
- ・介護事故防止のための職員研修の検討

(介護事故の防止のための職員研修に関する基本方針)

介護事故発生の防止等に取り組むにあたり、適切な知識の普及及び安全管理の徹底を図るため、事故防止委員会を中心として、介護事故発生防止に関する職員への教育・研修を定期的かつ計画的に実施する。

- ① 研修プログラムの作成
- ② 定期的な教育（年 2 回以上）
- ③ 新入職員への事故発生防止研修の実施
- ④ その他、必要な教育・研修の実施

（介護事故、ヒヤリハット事例等の報告方法及び介護に係る安全の確保を目的とした改善方法に関する基本方針）

（1）報告システムの確立及び分析

事故に関する情報を漏れなく収集するため、介護事故等が発生した場合は、速やかにヒヤリハット・事故報告書を作成する。収集された情報は分析・検討の上、施設内で共有し、事故の再発防止策の構築に活用する。

その際には、業務改善のための情報分析も合わせて行うものとする。

（2）改善策の周知徹底

分析によって導き出された改善策については、委員会が中心となり、全職員への周知徹底を図る。

（介護事故等発生時の対応に関する基本方針）

介護事故が発生した場合には、下記の通り速やかに対応する。

① 当該利用者への対応

- （1）事故が発生した場合には、周囲の状況及び当該利用者の状況を判断し、当該利用者の安全確保を最優先に行動する。
- （2）関係部署及び家族等に速やかに連絡し、必要な措置を講ずる。
- （3）医療機関への受診等が必要な場合は、迅速にその手続きを行う。

② 事故状況の把握

事故の状況を把握するため、関係職員は事故報告書等により速やかに報告する。報告の際には事故状況の詳細が分かるよう、時系列に沿って事実のみを記載する。

③ 関係者への連絡・報告

関係職員からの報告に基づき、ご家族及び関係各所に速やかに連絡をする。必要に応じ、県・市区町村に対して介護事故等の必要な報告を行う。

④ 損害賠償

事故状況により、賠償等の必要性が生じた場合は、当法人が加入する損害賠償保険で対応する。

⑤ 苦情対応

介護事故対応に関する苦情については、苦情処理マニュアルに従って対応する。

（閲覧に関する基本方針）

本指針は、利用者の求めに応じていつでも施設内にて閲覧できるようにするとともに、ホームページ上に公表し、いつでも利用者及び家族が閲覧できるようにする。

(その他介護事故等の発生の防止の推進のために必要な基本方針)

- ① 生活リスク等の発見・把握のための予防措置を講じるよう努める。
- ② 事故防止対策マニュアルは、最新の知見に対応するよう定期的に改定を行う。
- ③ 災害に関しては、防災計画等に準じて行動する。

付則 この指針は、令和 5 年 1 月 19 日より施行する。